

税

平成27年度 市税納期のお知らせ は納期限までに納めましょう

税金を納める方法

市からお届けする納税通知書に記載されている納期限までに、コンビニエンスストアや市税取扱金融機関、市役所で納めてください。

口座振替を利用いただくと、納期ごとに金融機関などへ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく安心です。一度手続きいただくと、翌年以降も継続して自動振替されます。

納付書でのお支払いでは、全国の主要コンビニエンスストアで全税目の市税を納めることができます。休日、夜間を問わず納付いただけますので、ぜひご利用ください。

ただし、納期限を過ぎてしまった場合や、納付金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは取り扱えません。このような場合は、市税取扱金融機関または市役所で納めてください。

督促について

納期限までに市税の納付がない場合、納期限後20日以内に「督促状」を送送します。督促状1通について、納付したく税額とは別に1000円の督促手数料を納付いただきます。

問い合わせ 総務部税務課（庁舎1階）
☎43・0398

延滞金について

■延滞金とは・・・
納期限を過ぎると、納めべき納税額のほかに、期間に応じた延滞金も必要となります。

■計算方法

延滞金は次の①と②を合算した金額です。

①納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、税額に各年の特例基準割合（各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合に、年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合で算出した金額。

※平成27年中の割合は、特例基準割合（1・8%）＋1%＝2・8%です。

②納期限後1か月以上経過した場合は、1か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に、延滞金の割合（①の特例基準割合に年7・3%を加算）で算出した金額。

※平成27年中の割合は、特例基準割合（1・8%）＋7・3%＝9・1%です。

平成27年度 市税の納期限

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	全 6/1(月)									
個人住民税 (市民税・県民税)		1期 6/30(火)		2期 8/31(月)		3期 11/2(月)		4期 12/25(金)		
固定資産税 都市計画税	1期 6/1(月)		2期 7/31(金)		3期 9/30(水)		4期 11/30(月)			
国民健康保険税			1期 7/31(金)	2期 8/31(月)	3期 9/30(水)	4期 11/2(月)	5期 11/30(月)	6期 12/25(金)	7期 2/1(月)	8期 2/29(月)

軽自動車税の減免制度のお知らせ



身体障害者手帳等（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方が使用される軽自動車について、次の①・②の両方を満たす場合に軽自動車税を減免する制度があります。（身体障害者手帳等をお持ちの方1人につき1台）。

減免の要件

①身体障害者手帳等をお持ちの方、身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくされる方が所有していること。

②身体障害者手帳等をお持ちの方、または身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくされる方、身体障害者手帳等をお持ちの方を常時介護している方のいずれかが運転していること。

※常時介護している方が運転している場合は、車両を所有している方の世帯全員が、身体障害者手帳等をお持ちの方のみで構成されている場合に限り。



必要書類

- ①軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）
- ②身体障害者手帳等の写し
- ③自動車検査証の写し
- ④運転免許証の写し
- ⑤印鑑

※①の減免申請書は、加東市役所税務課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請期限 6月1日(月)

ご注意ください！

- 普通自動車で減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。
- 前年度に軽自動車税の減免を受けた方で、前年度の申請内容から変更がない場合は、申請不要です。

軽自動車等の構造に対する軽自動車税の減免について

障がいを持たれている方が利用されるための構造を持つ車両（車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車等）は、どなたが所有されている場合でも申請により減免の対象となります。

必要書類

- ①軽自動車税減免申請書（構造減免用）
- ②自動車検査証の写し
- ③構造変更の内容を確認できるもの（自動車検査証で確認できる場合は不要です）
- ④印鑑

申請期限 6月1日(月)



申し込み・問い合わせ

総務部税務課（庁舎1階）
☎43・0396

加東市最高峰の愛称が『加東神山(かとうこやま)』に決定しました

加東市の最高峰（上鴨川地区、標高648m）の愛称を決定するため、平成26年11月から平成27年1月にかけて行った案の募集では、136人もの方々から、計199案のご応募をいただきました。199案を加東市最高峰愛称選定委員会に諮ったところ、『加東神山（かとうこやま）』に決定されましたので、お知らせします。

たくさんのご応募、誠にありがとうございました。

加東神山(かとうこやま)の選定理由

- ①親しみや愛着を持てる愛称である。
- ②加東市最高峰の在所である上鴨川地区には、神山川（こやまがわ）、神山地（こやまけ）が存在し、最高峰の周辺地域を神山（こやま）と呼んでいる。
- ③「加東」の名が入っており、加東市にある山であることが分かりやすい。
- ④大人から子どもまでが呼びやすい愛称である。
- ⑤神山（こやま）という山の愛称はめずらしい。



加東神山の概要

- 標高 648m
- 所在地 加東市上鴨川地区
- 山頂周辺の様子 地表には岩が露出しており、周囲には原生林が広がっている。

今後の取組

- ◇贈呈式の開催
- ◇愛称看板の設置
- ◇登山ルートの表示（現在登山ルートは整備されています）
- ◇市民登山の開催（秋頃を予定）
- ※各イベントは詳細が決まり次第、広報かとうでお知らせします。

問い合わせ 協働部企画協働課（庁舎4階）
☎43・0388

かとう介護ファミリーサポート事業がさらに利用しやすくなりました

短時間でもお気軽に！

【かとう介護ファミリーサポート事業】とは、援助を希望される高齢者等と、援助活動をしたい方を結ぶ事業です。援助の希望者と援助活動者のそれぞれに会員登録いただき、必要とされている援助活動を円滑に提供していきます。

今年度から、ゴミ出しなど短時間の支援にも気軽に利用いただけるよう、これまでの1時間単位の利用から、30分単位の利用に改めました。ぜひご利用ください。

Q. どんな援助が受けられるの？

- A. ①簡単な家の中の掃除、食事の準備・後片付け、洗濯などの家事
②通院や買い物など、外出時の付き添い
③話し相手、見守り など

Q. どうやって利用するの？

- A. 援助を希望される高齢者等（依頼会員）からの援助依頼により、コーディネーター（加東市社会福祉協議会）を通じて、援助活動したい方（協力会員）を決定します。

Q. 費用はどれくらいになるの？

- A. 30分につき250円です。
例えば、30分の活動であれば250円、1時間の活動であれば500円と、30分毎に250円の加算となります。利用料は、援助活動終了時に、依頼会員が協力会員へ直接支払います。

Q. 会員になるにはどうすればいいの？

- A. 会員になるには、加東市社会福祉協議会での登録が必要です。
依頼会員・協力会員とも、随時募集中です。

みなさまの登録をお待ちしています。

問い合わせ ○福祉部高齢介護課（庁舎1階） ☎43-0440 ○加東市社会福祉協議会 ☎42-2006